

策定年月日	令和8年9月10日
-------	-----------

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和8年9月

愛 南 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	… 1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	… 5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本 的指標	… 8
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	… 11
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	… 12
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	… 13
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画 の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	… 14
		…
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	… 15
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	… 18
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	… 19
5	新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	… 19
6	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特殊事例の実施を促進する事項	… 20
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	… 20
第 7	その他	… 21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、北は宇和島市、東は宿毛市にそれぞれ接している。山の稜線が町の北側を走り、僧都川が町の中央部を貫流し、宇和海に面した美しいリアス式海岸の深い入り江は、漁港あるいは養殖漁場として利用されている。

年平均気温は16.5～17.0℃と比較的温暖で、年間降水量も多い。また、夏から秋にかけて台風の被害を受けることがよくあり、さらに冬期は季節風も強く、風速20mを超えることもしばしばある。

本町の水田地帯は、僧都川支流の中小河川沿いの沖積層平坦地域に開け、それらをめぐる丘陵地帯が果樹畑地帯となっている。総世帯数に占める農家の割合は10.7%で、うち販売農家は6.9%である。今後は、特に柑橘、園芸部門において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。

- 2 本町は、農業地域類型としては田畑型中間農業地域に属し、営農類型は主として「柑橘＋水稻」で、主要柑橘は甘夏みかん・河内晩柑であるが、近年の農業従事者の高齢化や農産物の価格低迷から、遊休農地の増加が顕著になり始めている。

このため、農業生産の基盤である優良農用地の確保を図ることを基本として愛南農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、地域の特性を活かしつつ、需要の動向に即した農業生産の再編成と生産性の高い農業を確立するため、区画整理等の基盤整備を進め、集団的な土地利用体制の確立と営農実践グループの育成を図る。あわせて地域農業の中心となる経営体と生きがい営農農家が相互に連携し、お互いが役割分担しながら共生していけるような新しい地域営農のシステム（仕組み）を構築することが必要である。加えて、地域農業の将来の在り方について地域での話し合いを進め、地域計画の策定及び実行を通じて、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の実情に応じた持続的な農業生産体制の構築を推進する。また、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本町では、このような地域の農業構造の現状及びその見直しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展目標に即した、本町農業生産の相当部分を担うべき効率的・安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得おおむね360万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を実現したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、意欲と能力のある者がこのような農業経営を目指すにあたって、本町はこれを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

なお、農業生産の基盤となる優良農地については、確保を図ることを基本として愛南農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進する。また、45歳以上65歳未満の中高齢者において、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、本町においては地域農業の担い手を継続的に確保するため、新規就農者を毎年3名程度確保することを目標とし、関係機関と連携した就農支援体制の充実を図るものとする。

さらに、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする具体的な経営の指標については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたりおおむね2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的・安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得250万円）を目標とする。

- 4 まず、本町は、農業協同組合、普及組織等、町農業支援センター等関係機関と十分な連携を図り、総合的な指導支援体制を整備することにより、農村の将来展望とそれを担う経営体を明確にし、経営の発展を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、意欲的な農家や高齢化・兼業化により経営規模縮小を志向する農家、離農跡地や不作付け地など、人と農地に関する情報の収集・提供システムを整備するため、農業委員会が整備する農地台帳等の情報を

活用するとともに、関係機関と連携し、農地の利用調整を円滑に進めるための情報共有体制の強化を図る。

あわせて、農地の出し手・受け手の掘り起こしや情報収集活動を一層強化するため、農業委員会及び農業協同組合が連携した活動の展開を図る。

また、農業協同組合による農作業や経営の受委託を希望する農家の掘り起こし、受託農家群・委託農家群の組織化等、農作業受委託促進のための活動を支援強化する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、地域計画等に基づき農地の将来利用の方向を明確化し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構（機構法第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構をいう。以下同じ。）が行う特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積を促進するため、今後の地域農業の維持及び発展に向けた話し合いにおける合意形成への取組を支援する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

また、地域農業の将来の在り方について地域での話し合いを進め、地域計画の策定及び実行を通じて、担い手への農地利用の集積及び集約化を推進する。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・

継承に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

①意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。

②営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。

③青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

④若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置や指導についても関係機関・団体に協力を求め、認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、制度の積極的な活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 本町は、愛南町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及組織等の協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

愛南町において想定される主要な営農類型について、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を示すと次のとおりである。

(町全域)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型		(資本装備)		
・柑橘(中晩柑)	経営面積 4.0ha 作目構成 柑橘類 4.0ha	貯蔵庫、貯水槽、収納庫 フォークリフト(1台) クローラ運搬車(1台) 動力噴霧器(1台) 営農トラック(3台) (技術等) 防除は一部ドローンによる 作業委託 (その他) 柑橘は共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入
・柑橘(中晩柑+県オリジナル品種)	経営面積 4.0ha 作目構成 柑橘類(中晩柑) 3.7ha 柑橘類(県オリジナル品種) 0.3ha	(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 フォークリフト(1台) クローラ運搬車(1台) 動力噴霧器(1台) 営農トラック(2台) ハウス施設(2棟) (技術等) 防除は一部ドローンによる 作業委託 (その他) 柑橘は共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入
・柑橘(中晩柑)+ 水稻	経営面積 5.5ha 作目構成 柑橘類 1.5ha 水稻 4.0ha	(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 フォークリフト(1台) クローラ運搬車(1台) トラクター(1台) コンバイン(1台) 田植機(1台) 動力噴霧器(1台) 営農トラック(2台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドローンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・社会保険等の加入

・柑橘（中晩柑）＋ 野菜（主にブロッ コリー）	経営面積 作目構成 柑橘類 野菜	5.1ha 3.0ha 2.1ha	（資本装備） 貯蔵庫、収納庫 クローラ運搬車（1台） トラクター（1台） 動力噴霧器（1台） 営農トラック（2台） 移植機（1台） （技術等） 防除は一部ドローンによる 作業委託	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入
・水稲＋作業受託 耕起 代かき 田植え 収穫	経営面積 作目構成 水稲 作業受託	15.5ha 6.5ha 9.0ha	（資本装備） 収納庫、貯蔵庫 トラクター（1台） ハロー（1台） コンバイン（1台） 田植機（1台） 営農トラック（2台） 畦塗機（1台） 精米機（1台） （技術等） 防除は無人ヘリまたはドロ ーンによる作業委託 （その他） 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入
・水稲＋柑橘（中晩 柑）＋野菜 （主にブロッコリ ー裏作）	経営面積 作目構成 水稲 柑橘 野菜	5.5ha 3.0ha 1.5ha 1.0ha	（資本装備） 貯蔵庫、収納庫 トラクター（1台） ハロー（1台） コンバイン（1台） 田植機（1台） 成型畝立て機（1台） 移植機（1台） 管理機（1台） 動力噴霧器（1台） 営農トラック（2台） クローラ運搬車（1台） （技術等） 防除は無人ヘリまたはドロ ーンによる作業委託 （その他） 育苗施設利用 ライスセンター利用 柑橘、野菜は共同選果場を利 用	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入

・水 稻 + 野 菜 (主にブロッコリ ー裏作)	経営面積 4.0ha 作目構成 水稻 2.7ha 野菜 1.3ha	(資本装備) 収納庫、貯蔵庫 トラクター (1 台) ハロー (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) 成型畝立て機 (1 台) 動力噴霧器 (1 台) 営農トラック (2 台) 管理機 (1 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドロー ーンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用 野菜は共同選果場を利用	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入
・果樹 (ブドウ類) + 柑橘 (中晩柑)	経営面積 3.0ha 作目構成 果樹 0.5ha 柑橘類 2.5ha	(資本装備) 貯水槽、収納庫 果樹棚 (5,000 m ²) 雨除け施設 (5,000 m ²) クローラ運搬車 (1 台) 動力噴霧器 (1 台) 営農トラック (2 台) (技術等) 防除は一部ドローンによる 作業委託	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施 ・法人化	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入
施 設 型		(資本装備)	・複式簿記による経 営記帳	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入
・水稻+野菜 (施設)	経営面積 1.2ha 作目構成 水稻 1.1ha 野菜 0.1ha	収納庫、貯蔵庫 トラクター (1 台) ハロー (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) ハウス施設 (1 棟) 動力噴霧器 (1 台) 営農トラック (2 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドロー ーンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・青色申告の実施 ・法人化	・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・社会保険等の加入
畜 産		(資本装備)	・複式簿記による経 営記帳	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入
・養鶏 (地鳥) + 飼 料用米	養鶏 4,000 頭 水稻 2.5ha	畜舎、収納庫、飼料タンク 自動給餌機 (1 式) トラクター (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) 動力噴霧機 (1 台) 営農トラック (3 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドロー ーンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・青色申告の実施 ・法人化	・社会保険等の加入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(町全域)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型		(資本装備)		
・柑橘(中晩柑)	経営面積 1.5ha 作目構成 柑橘類 1.5ha	貯水槽、収納庫、貯蔵庫 動力噴霧器(1台) 営農トラック(1台) クローラ運搬車(1台) (技術等) 防除は一部ドローンによる 作業委託 (その他) 共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
・柑橘(中晩柑+県オリジナル品種)	経営面積 2.6ha 作目構成 柑橘類(中晩柑) 2.3ha 柑橘類(県オリジナル品種) 0.3ha	(資本装備) 貯水槽、収納庫、貯蔵庫 動力噴霧器(1台) 営農トラック(2台) クローラ運搬車(1台) フォークリフト(1台) ハウス施設(3棟) (技術等) 防除は一部ドローンによる 作業委託 (その他) 共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
・柑橘(中晩柑)+ 水稲	経営面積 2.5ha 作目構成 柑橘類 1.0ha 水稲 1.5ha	(資本装備) 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 トラクター(1台) コンバイン(1台) 田植機(1台) 動力噴霧器(1台) 営農トラック(1台) クローラ運搬車(1台) フォークリフト(1台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドローンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入

・柑橘（中晩柑）＋ 野菜（主にブロッ コリー）	経営面積 作目構成 柑橘類 野菜	2.5ha 2.0ha 0.5ha	（資本装備） 貯蔵庫、貯水槽、収納庫 クローラ運搬車（1台） トラクター（1台） 動力噴霧器（1台） 営農トラック（2台） 移植機（1台） （技術等） 防除は一部ドローンによる 作業委託	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・労働保険等の加入
・水稻＋作業受託 耕起 代かき 田植え 収穫	経営面積 作目構成 水稻 作業受託	6.8ha 2.8ha 4.0ha	（資本装備） 収納庫、貯蔵庫 トラクター（1台） ハロー（1台） コンバイン（1台） 田植機（1台） 営農トラック（2台） （技術等） 防除は無人ヘリまたはドロ ーンによる作業委託 （その他） 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者 の確保による過重労働の防 止 ・労働保険等の加入
・水稻＋柑橘（中晩 柑）＋野菜 （主にブロッコリ ー裏作）	経営面積 作目構成 水稻 柑橘 野菜	2.6ha 1.5ha 0.5ha 0.6ha	（資本装備） 貯蔵庫、収納庫 トラクター（1台） ハロー（1台） 成型畝立て機（1台） 移植機（1台） 管理機（1台） コンバイン（1台） 田植機（1台） 動力噴霧器（1台） 営農トラック（2台） クローラ運搬車（1台） （技術等） 防除は無人ヘリまたはドロ ーンによる作業委託 （その他） 育苗施設利用 ライスセンター利用 柑橘、野菜は共同選果場を利用	・複式簿記による経 営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料 制、休日制の導入

・水 稻 + 野 菜 (主にブロッコリー裏作)	経営面積 1.9ha 作目構成 水稻 1.1ha 野菜 0.8ha	(資本装備) 収納庫、貯蔵庫 トラクター (1 台) ハロー (1 台) 成型畝立て機 (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) 動力噴霧器 (1 台) 営農トラック (2 台) 管理機 (1 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドローンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用 野菜は共同選果場を利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
・果樹 (ブドウ類) + 柑橘 (中晩柑)	経営面積 1.0ha 作目構成 果樹 0.3ha 柑橘類 0.7ha	(資本装備) 貯水槽、収納庫 果樹棚 (3,000 m ²) 雨除け施設 (3,000 m ²) クローラ運搬車 (1 台) 動力噴霧器 (1 台) 営農トラック (2 台) (技術等) 防除は一部ドローンによる作業委託	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
施 設 型		(資本装備)	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
・水稻 + 野菜 (施設)	経営面積 0.5ha 作目構成 水稻 0.4ha 野菜 0.1ha	貯蔵庫、収納庫 トラクター (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) ハウス施設 (1 棟) 動力噴霧機 (1 台) 管理機 (1 台) 営農トラック (1 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドローンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・労働保険等の加入
畜 産		(資本装備)	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
・養鶏 (地鳥) + 飼料用米	養鶏 2,000 頭 水稻 1.5ha	畜舎、収納庫、飼料タンク 自動給餌機 (1 式) トラクター (1 台) コンバイン (1 台) 田植機 (1 台) 動力噴霧機 (1 台) 営農トラック (2 台) (技術等) 防除は無人ヘリまたはドローンによる作業委託 (その他) 育苗施設利用 ライスセンター利用	・複式簿記による経営記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

町内における農業の中心となる経営体を確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等が安心して就農し、定着することができるよう、募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを関係機関と連携の上、一貫した支援を行う。また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画に位置付けられた農業を担う者についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、地域農業の中心となる経営体として支援する。

2 就農等希望者の受入体制の確保

本町では、えひめ南農業協同組合の就農候補者研修を中心に関係機関が連携し、新たに就農を希望する者に対して、募集から研修、就農、経営発展、経営継承まで一貫してサポートできる体制整備に取り組む。

また、農業の魅力、受入体制、具体的な営農のイメージのほか、移住相談対応等の情報について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

3 関係機関の役割分担・連携の考え方

本町は、えひめ南農業協同組合の就農候補者研修を中心に、関係機関と連携し就農を志す青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

農業協同組合は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、連絡体制づくりを行う。

4 町が主体的に行う就農等促進のための取組

本町は、就農希望者等の受入れについて、関係機関が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

5 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

本町は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県等関係機関に情報提供する。

また、農業協同組合と連携の上、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県等関係機関に情報提供するとともに、就農等希望者とマッチングを行い、円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50.0 %	

○効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 個別団体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の効率的かつ総合的な利用を推進するため、愛南町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に必要な農用地の利用集積を図る。その際、町は、関係機関及び団体とともに、こうした取組が効果的か

つ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、効率的な農用地の利用を目指し、農用地の集約化と併せ、担い手への集積を推進する。

また、環境への負荷の低減に配慮した持続可能な農業の推進を図るとともに、ICT 技術等を活用したスマート農業の導入を促進し、省力化及び高品質生産による生産性の向上に努める。さらに、農業機械や農業施設の共同利用を推進することにより、経営コストの低減と効率的な農作業体制の構築を図り、地域農業全体の生産基盤の強化を目指すものとする。

なお、農用地の効率的な利用を円滑に進めるに当たり、集落営農による組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

① 水田地域

本町は、主食用米栽培が最も多く、水稻の作付体系では早期栽培が半数以上を占めており、早期米の比率が県下でも高い地域である。転作の状況については、地域振興品種を絞った取組を実施したことによりブロッコリー等を中心に作付けの拡大が進んでいる状況にある。今後については、農業協同組合と連携し、地域振興作物等高収益作物の作付けの拡大を図る施策を講じながら、それぞれの地域における話し合いの中で、担い手への集積を図る。

② 樹園地地域

本町では、丘陵地の斜面に樹園地が広がっており、主に柑橘生産量の約 5 割を占める河内晩柑、次いで約 3 割の甘夏をはじめとする中晩柑類の栽培が盛んである。生産の状況としては、町を代表する河内晩柑のほか、県の育成品種である愛媛果試第 28 号などの高収益な品種の栽培面積、生産量が増加している。今後については、農業協同組合、出荷団体、県及び町等関係機関が連携し、高収益品種の生産拡大による農業所得の向上と併せ、樹形や園地の改良等による省力化と収穫量の向上に向けた取組を広く推進し、意欲ある担い手の経営拡大を後押しするとともに、新たな農業を担う者の参入と定着を図り、耕作放棄地の発生防止や担い手への円滑な集積を図る。

第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、愛媛県が策定した「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第 6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極

的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本町は、農地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期、情報提供の方法、参加者

農業者、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を得られるよう、地域計画を定める区域ごとに協議の場を調整し、広く周知の上、随時開催する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) 区域における農業の将来の在り方

(ウ) 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他、区域の関係者が目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

(オ) 区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図

ウ 相談窓口の設置

協議に関する相談へ対応するための窓口を愛南町農林課へ設置する。

② 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含

まれるように設定することとする。また、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号)に定める活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農地の保全や地域資源の維持に努める。

③ 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

ア 地域計画策定の進め方(関係機関との関わり方等)

農業者、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係団体と連携の上、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、情報共有や進捗管理を適切に行う。

イ 地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

分散錯圖の解消や農地の集約化等を進め、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地域計画の実現に支障を生じないよう勘案し、関係者の合意形成を図るとともに、農地中間管理機構との連携により農用地の利用権の設定等を推進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について愛南町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は

農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、愛南町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託あっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、

農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体等との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

普及組織等、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構と連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）認定研修機関、普及組織等、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合

いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために愛南地区青年農業者協議会への参加を促すとともに、各種団体との交流など多様な支援を行う。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保については、再生協議会、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、青年農業者育成対策協議会、若い農業者育成対策推進会議等、各組織が役割を分担し、連携しながら各種取組みを進める。集落では、新規就農者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

６ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

（１）本町は、県下一円を区域として、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

（２）愛南町、再生協議会、農業委員会、農業協同組合等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

７ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、１から７までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、和口地区県営ほ場整備事業（平成４年度～平成８年度）、長月地区県営ほ場整備事業（平成５年度～平成９年度）、緑地区県営ほ場整備事業（平成４年～平成１４年度）、県営中山間総合整備事業ほ場整備事業（平成１３年度～平成１９年度）による農業

生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、育苗センター、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。また、21世紀型水田営農モデルほ場整備促進事業、担い手育成基盤整備事業により、農地の集積を図る。

イ 本町は、南宇和地区広域農道整備事業（平成元年度～平成10年度）の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、再生協議会、農業委員会、普及組織等、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、愛南町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和8年9月10日から施行する。